

## 条件の成就の妨害等 宅建 H23-02-1 《#493》

【問】 正誤をつけよ。

Aは、自己所有の甲不動産を3か月以内に、1,500万円以上で第三者に売却でき、その代金全額を受領することを停止条件として、Bとの間でB所有の乙不動産を2,000万円で購入する売買契約を締結した。乙不動産が値上がりしたために、Aに乙不動産を契約どおり売却したくなくなったBが、甲不動産の売却を故意に妨げたときは、Aは停止条件が成就したものとみなしてBにAB間の売買契約の履行を求めることができる。

B 故意に妨げた ⇒ A 成就 ○  
みだりに成就できる

【答え】 正しい

《ポイント》 条件の成就の妨害等

- 1 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。
- 2 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。（民法 130 条）

故意に妨げた ⇒ 成就 ○  
不正に成就 ⇒ 成就 ×